

横浜市の都市づくりの基本的な考え方について

～市民の皆様の意見を募集します～

現在、横浜市では、都市づくりの基本的な考え方である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等^{※1}」と「線引き^{※2}」の見直しに向けた検討を進めています。

今回の見直しは、都市計画法の改正に伴い、神奈川県から横浜市への都市計画決定権限の移譲後、初めてのものとなります。

これにより、横浜市がこれまで以上に主体的に進めることができるようになることから、見直しに向けて、市民の皆様の意見を募集します。

※1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等とは？

線引きや用途地域、道路などの都市計画の基本的な方向性を示す次の4つの方針を指します。

- ①都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- ②都市再開発の方針
- ③住宅市街地の開発整備の方針
- ④防災街区整備方針

※2 線引きとは？

整開保に即し、既に市街地を形成又は計画的に市街化を図るべき区域である「市街化区域」と市街化を抑制すべき区域である「市街化調整区域」との区分を定めるものです。

■見直しの趣旨

横浜型のコンパクトな市街地形成をめざし、今回の見直しでは、権限移譲の趣旨を踏まえて、鉄道駅や高速道路インターチェンジ周辺等のインフラを生かした戦略的な土地利用誘導と緑地・農地の保全・活用・創出、まちづくりに対する市民意見の高まりへの対応と柔軟な制度運用やきめ細かな見直しにより今後を見据え、諸課題に対応していきます。

■見直しの内容

添付資料「横浜市の都市づくりの基本的考え方について〈概要版〉」をご覧ください。

■市民意見募集について

○募集期間

平成 26 年 11 月 27 日（木）から平成 26 年 12 月 26 日（金）まで

○応募方法

- ①郵送または持参（〒231 - 0012 横浜市中区相生町 3-56-1 横浜市建築局都市計画課）
- ②電子申請

○本編の閲覧及び概要版の配布（11月27日から以下の場所で配布します）

【本編の閲覧】建築局都市計画課、都市整備局企画課

また、以下のホームページにおいてもご覧いただけます。

建築局都市計画課＝<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kikaku/cityplan/>

都市整備局企画課＝<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/kikaku/>

【概要版配布】区役所、行政サービスコーナー、地区センター、図書館、市民情報センター（市庁舎1階） 等

お問合せ先

建築局都市計画課長 佐藤 正治 Tel 045-671-2663

都市整備局企画課長 大石 龍巳 Tel 045-671-2005